1. 議事日程(令和2年第4回北広島町議会定例会)

日程第1	議案第106号	令和2年度北広島町一般会計補正予算(第7号)
日程第2	議案第90号	北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担
1 1 1 1 2 7 1 4	100 XIC XIV V	に関する条例
日程第3	議案第91号	議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第92号	北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第93号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第94号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島
		県市町総合事務組合規約の変更について
日程第7	議案第95号	邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議について
日程第8	議案第96号	邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議について
日程第9	議案第97号	令和2年度北広島町一般会計補正予算(第6号)
日程第10	議案第98号	令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第11	議案第99号	令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第100号	令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第101号	令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第102号	令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第103号	令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第104号	令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第105号	令和2年度北広島町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第106号	令和2年度北広島町一般会計補正予算(第7号)
日程第19	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第20	陳 情 審 査	陳情第20号 地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映させる
		ことに関する陳情書
日程第21	陳情審査	陳情第9号 公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回およ
		び地域医療構想の見直しに関する陳情書
日程第22	陳情審査	陳情第11号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の
		前進を求める陳情書
日程第23	陳情審査	陳情第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
日程第24	陳情審査	陳情第18号 令和3年度経営改善普及事業費補助金交付要望書
日程第25	発議第13号	北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第26	発 議 第 14 号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める
		意見書の提出について
日程第27	発議第15号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
日程第28	発議第16号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求
		める意見書の提出について

日程第30 発 議 第18号 「黒い雨」判決の控訴取り下げについての意見書の提出について 日程第31 閉会中の継続審査の申し出(5件)

2. 出席議員は次のとおりである。

 1番 湊
 俊文
 2番 美 濃 孝 二
 3番 真 倉 和 之

 5番 敷 本 弘 美
 6番 森 脇 誠 悟
 8番 山 形 しのぶ

 9番 亀 岡 純 一
 10番 梅 尾 泰 文
 12番 服 部 泰 征

 13番 伊 藤
 淳 14番 中 田 節 雄 15番 大 林 正 行

 16番 濱 田 芳 晴

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策 芸北支所長 清 見 宣 正 大朝支所長 竹 下 秀 樹 豊平支所長 細 川 敏 樹 危機管理課長 野 上 正 宏 総務課長 畑 田 正 法 財政政策課長 植 田 優 香管財課長 高 下 雅 史 まちがくり推課長 沼 田 真 路 税務課長 矢 部 芳 彦町民課長 槇 原 ナギサ 福祉課長 芥 川 智 成 保健課長 迫 井 一 深農林課長 宮 地 弥 樹 商工観光課長 中 川 克 也 建設課長 川 手 秀 則上下水道課長 砂 田 寿 紀 消防本部次長 松 本 浩 二 学校教育課長 植 田 伸 二生涯学習課長 西 村 豊 会計管理者 畑 田 朱 美

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友里江

~~~~~~ ) ~~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(濱田芳晴) おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させ

ていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたままで結構ですので、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行い、採決では起立なり、挙手がはっきり分かるようにお願いしておきます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 議案第106号 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第7号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第1、議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号を 議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) それでは、令和2年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和2年度補正予算書をご覧ください。令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を188億1000万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、ひとり親世帯臨時特別給付金の事業を実施する補正を行っております。以上、詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(濱田芳晴) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号について、財政政策課からご説明申し上げます。今回の補正ですが、7月補正予算で計上しましたひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給を行うための予算補正で、一般会計の補正額は800万円の増額補正で、補正後の予算額は188億1000万円となります。歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。3款2項2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金868万円を増額し、4款1項1目予備費68万円を減額するものです。続いて財源ですが、前のページの歳入事項別明細書1、2ページをお願いいたします。国庫補助金868万円を追加し、財政調整基金繰入金68万円を減額して執行する補正をお願いするものです。以上で、財政政策課から説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長(濱田芳晴) これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、 採決を行います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 議案第90号 北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例

- ○議長(濱田芳晴) 日程第2、議案第90号、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませ んか。梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。選挙費用に関わって公費で負担するというのは初めての試みであります。これまで、市や県議会ではこういうふうな扱いがされていたと

いうことでありますが、非常に、立候補する人にとっては、公費で支払いがされるということでありますから、ある意味軽減がされるということでありますが、その中身について、少し議案として提出するには、こういうペーパーの文言の書き方になるのは分かりますけども、一覧表にしていただいて、利用者、特に新しく立候補される方も当然出てくるだろうということが想定されますから、そこら辺を含めて、もう少し分かりやすく提示していただくことはできるでしょうか。お聞きをします。

- ○議長(濱田芳晴) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 今回の条例につきましては、公職選挙法の改正に伴いまして改正するものでございます。文面とすれば、こういう文面になりますけども、先ほどご指摘ありましたように、分かりやすい形で、表にしたような形で説明をできるものを作成したいと思ってます。これから説明会等も開いてまいりますので、そういう会で説明をしたり、なかなか分かりにくい部分もありますので、個別対応もしながら説明してまいりたいと思ってます。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第90号、北広島町議会議員及び北広島町長の 選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 議案第91号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- ○議長(濱田芳晴) 日程第3、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。
- ○13番(伊藤淳) 13番、伊藤淳です。2点お伺いします。今回の月額報酬の金額決定のため に報酬審議会が開かれました。この中で、コロナの影響があるというのがありましたので、コロナの影響はどの程度影響して、この金額になったのかの質疑が1点。もう1点です。定期的 な報酬審議会の開催が今後行われるかどうかをお聞きいたします。
- ○議長(濱田芳晴) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 報酬審議会の内容、考え方につきましては、答申書として整理をしております。これにつきましては、議会の皆さん方にもお配りしておりますし、ホームページにも出しておるところであります。コロナの関係につきましては、コロナの影響はあるけれども、コロナの影響については、個別にそれぞれの自治体、議会の中で議員報酬の削減であるとか、一時的なものをやっておられます。そういうところを鑑みて、コロナの影響につきましては個別に考えていただきたい。議員報酬の中には、コロナの影響は別に置いて、全体的な考え方の中で整理をしたというところであります。また、定期的に報酬審議会を行うかということですけども、報酬審議会の性質として、ある議題、考え方を変えていくというふうなところがない限りは、定期的にということはありませんけども、報酬審議会の中でも、やはりそういうところも見ていく必要があるんではないかというところのご意見もありましたので、そこは様子を

見ながら、情勢が変わったところで報酬審議会を開いていきたいと思っております。

- ○議長(濱田芳晴) ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。報酬審議会が答申されて、このたび議案として提案されておりますけれども、今もありましたように、新型コロナウイルスの状況を見たり、あるいは、この議会の中でも人事院が勧告したとは言うものの、町の職員の一時金が0.05か月削減をするという議案が出されているわけであります。そういう状況の中で、いかに町の議会の報酬が安いと、低いという状況があったにしても、私は、この時期に引き上げを提案されるべきではないというふうに思っていますが、答申を重く感じられたのだろうと思いますが、そこのところをほぼ2万円ということでありましたが、なぜ、この時期に引き上げるということを思われることになったのかというのを、あえてこの場で聞いてみたいと思います。
- ○議長(濱田芳晴) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) この内容につきましては、報酬審議会で審議をしていただき、結論、考え方を出していただいたものであります。この時期ということでありますけども、コロナの関係につきましては、大きな経済的・社会的影響はあろうかと思いますけども、その対応につきましては、先ほど申し上げましたように、その時期において、報酬の削減でありますとか、いろんな考え方の中で、対応していただきたいというのが報酬審議会の中の考え方でございます。全体的な考え方として、町議会議員のあり方、それに対する報酬のあり方というふうな基本的なところの考え方の中で、県内情勢でありますとか議員削減の中で議員活動をしっかりしていただきたいという思いの中で、今回報酬審議会が結論を出されたものでございます。その考え方を尊重して、こういう提案をさせていただいております。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。北広島町となって初めて設置された報酬等審議会において、議員報酬について審議され、平均2万円増額と答申されました。しかし、コロナ禍による影響の悪化がないものとして仮定した上での答申であり、コロナに苦しむ町民の気持ちを考えると、今報酬を上げるべきではないとの趣旨であると受け止めました。それは、答申がコロナ禍による影響についての各種判断は、本審議会でなく、町議会の判断に委ねるとしたことでも明らかです。私は、コロナの影響を受けた町民の心情を考え、議会改革調査特別委員会では月額6万円増額はもちろん、増額そのものに反対し、それは反対しました。それは次の理由からでした。1つは、新型コロナウイルス感染拡大により、休業や営業時間短縮により売り上げや収入減となっている事業者や従業員が多く、暮らしや営業が極めて厳しくなっており、この時期に議員報酬の引き上げの議論をすべきではないこと。2つ目は、議員報酬は低いとの意見がありますが、北広島町民の給与収入金額の段階を見ると、年間300万円以下が4割以上と多く、議員だけ大幅に報酬を増額することは、町民の理解は得られないからであります。報酬審議会の月額2万円増額の決定は尊重したいとは思いますが、以上の理由で反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- ○議長(濱田芳晴) 賛成討論はありませんか。亀岡議員。
- ○9番(亀岡純一) 9番、亀岡純一です。私は、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。今回の議案は、北広島

町特別職報酬等審議会が広範な角度から、公正かつ慎重に審議を重ねて出された答申に基づい ています。しかも、この北広島町合併してから初めてなされた審議会でありました。その答申 には、1、社会経済情勢の変動、2、県内他団体の議員報酬との比較、3、議員の業務の重要 性、この3項目の検討内容が詳しく報告されています。ここで注目すべき点は、本町の議員報 酬額は、県内9町のうち各職で一番下位から2番目であった。北広島町において、議員定数の 削減とともに、議員一人ひとりの職責は、以前にも増して大きいものとなったと認められる。 さらに、仮に本町が各役職で平均2万円の増額をした場合には、県内の議員報酬の平均値へ近 づくということであります。先ほど来、言われておりますコロナ禍による影響についての判断 については、本審議会でなく、町議会の判断に委ねるということも申し添えられておりますが、 この件については、さらに議会内で検討し、その実施の時期等については2月定例会において、 柔軟に対応することも考えるべきではないかというふうに思います。本議案は、今回の審議会 が町民の信託に応え得る相応の水準を確保すること等を考慮し、引き上げが必要であると判断 したものであり、議員報酬の本来あるべき姿を審議した結果であります。これらの点を考慮し、 私は町議会議員として町民の負託に応え、今後とも町政の発展と町民の福祉向上のために、な お一層尽力することを決意し、また、今後立たれる町議会議員諸氏の奮起を期待して、本議案 に賛成します。議員各位のご賛同お願いいたします。

- ○議長(濱田芳晴) 反対討論はありませんか。山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 8番、山形しのぶでございます。議案第91号、議会議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の意思で討論いたします。9月議会で議会改革特別委員会からの報告がありまして、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、私は賛成し、議員定数が4減となりました。そのときの考えといたしましては、議会改革特別委員会が25回にも及ぶ審議がされた中で、私は自分の意思で所属をしなかったという立場です。その私が結論に意見をすべきではないと思い、賛成の意思を示しました。この度の報酬につきましても、報酬等審議会で審議を重ねていただき、答申を出されたことに対しては、大変感謝をしたいと思いますが、コロナ禍で大変厳しい昨今です。6月議会で可決された議案第45号、特別職の職員給与の特例に関する条例についても給料月額減が提案され、私は賛成しました。以前の職員出張旅費についても厳しい財政であることからという判断を思いまして、賛成としています。議員のなり手不足、若い世代の挑戦の支えになるように、報酬増額の考えもあるかもしれませんが、報酬のことで悩みながら議員に挑戦するような人は、議員に挑戦すべき人ではないと思っています。今後、先行き不明な今のこの状況の中、報酬及び費用弁償を改正するということは適切ではないと思い、議案第91号について反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- ○議長(濱田芳晴) 賛成討論はありませんか。服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部泰征です。議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論させていただきます。まず、賛成するのには2点あります。1点目は、先ほど来おっしゃっていただいた報酬審議会を開いていただき、貴重な時間を割いていただいて、議論を重ねていただきました。その結果のことですので、やはりこの意見は尊重すべきと考えています。それから2点目ですが、これも出ていますが、北広島町は平均よりも低いということが挙げられています。また、次世代のことを考えると、やはり私は平均にしておくべきと考えています。これは、確かにお金が目的ではないんですが、

やはり定数も減るということが決まってますし、また多様な方、いろいろな若い方も含めて、そういう方が活動を広げていく、そういう中では、ある程度の費用がかかるというのも事実です。やはりボランティアでずっと続けていくというのは精神的にも、家族の方には厳しいと思います。その2点が賛成する私の思いで、最後なんですが、これもコロナの影響ということを先ほど来挙げられています。これは私も考えるべきであって、このコロナが落ち着いて民間の方、それから職員も含め、ある程度基準が戻ってから、これは上げるべきと考えていますので、それは後ほど議会の中で調整して、落ち着いてから上げるという形でいいと思いますので、この点は最後に申し添えておきます。皆さんのご賛同お願いします。

- ○議長(濱田芳晴) 反対討論はありませんか。梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。9月に議員の定数 を削減するという提案がありました。私は、本来議会というのは、町民の人たちの弁を議会に 届けるということで、どのぐらいが適当かということでありますけども、元々この町が誕生し たときの議員数は26からスタートしました。そしてたくさんの町民の方の意見をこの議会の 場で伝えてまいりました。それが20人になり、18人になり、16人になりということで、 委員会構成にしても、なかなか工夫をしなくてはならないような状況が出てまいりました。そ して9月に、12にするということが7対8で提案されたものが通ったわけであります。来年 の3月から12の議席でいろいろなこの町のことについて協議をしていくということになって います。そして、今の状況はどうなのかと言いますと、皆さんのほうから出されてきましたよ うに、コロナの状況で、この社会全体がスムーズに動いているという状況にはありません。経 営が苦しい、いろいろな状況があるでしょう。そして、今9月に提案された三役の報酬もまだ 削減された状態であろうというふうに思いますし、人事院の勧告によって町の職員の一時金が 0.05か月削減をされるということが、この度の補正予算にも載っているわけであります。 どちらを見ても生活が楽になるような状況がありません。スムーズに社会が回っているという 状況にはありません。こういう状況の中で議員の定数が減ったから、なり手がないからという 思いで報酬を上げていくということ、それは、本来議員が議員として何をしていこうかという 趣旨からすると、思いからすると、報酬が高くないとできないんだということの裏付けにして はならない。やりたいことがある、したいことがある、であるから立候補して議席を得られた んだと思います。その思いを貫いていただきたいし、県内の町の議会では、それこそ高いほう ではありません。低いほうでありますけども、だからといって、議会の議員の活動ができない ということではないと思います。むしろ少なくても、その範囲の中で、できる限りのことをや り遂げるんだということこそが議員に求められるものであって、報酬を審議会が答申したから といって、提案されたからといって、この場で皆さんが否決をされるか、議決をされるかとい うのは、今の私たちに課せられているわけであります。ぜひ、そこのところを考えていただき、 情勢を踏まえたら、また時期は回復し、その状況が変わってくると。そしてまた、町民の方に 支持をされるという状況になってからでもいいではありませんか。私は、そのことを強く訴え て、皆様のご支持をいただきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いを申し 上げます。
- ○議長(濱田芳晴) 賛成討論はありませんか。湊議員。
- ○1番(湊俊文) 1番、湊俊文です。私は、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。今回の議案は、北広島町特別職報酬等審議会が合併後初めて開かれ、審議会委員の方たちが慎重に審議をしていただきました。答申によれば、実施時期が来春の町議会選挙後ということになっておりまして、ただ、このコロナ禍の時期等を考慮すれば、実施時期については柔軟に対応すべきと考えます。従いまして、私は、今回の議案第91号は賛成とし、2月定例会において、実施時期の柔軟対応に対する議員発議ができるという認識でおりますので、今回の審議会答申を尊重して、議案第91号に対しては、議員の皆様の賛同をお願いをいたします。

- ○議長(濱田芳晴) ほかに反対討論はありませんか。ここで、梅尾議員から発言の訂正申し出が ありますので、これをゆるします。梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 先ほど討論しました中での発言で、訂正をさせていただきたいというのがありますので、許可をお願いします。9月に定数条例を出されたときの賛否でありますが、先ほど私、7対8でというふうに言ったんですけども、正しくは賛成が7で、反対が5でしたので、訂正のほう、よろしくお願いします。
- ○議長(濱田芳晴) はい、分かりました。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立少数)
- ○議長(濱田芳晴) 起立少数です。従って、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、否決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第4 議案第92号 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例

- ○議長(濱田芳晴) 日程第4、議案第92号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例を 議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文でございます。現在、川迫小学校は1年生、2年生が1人、3年生が4人、4年生、5年生が各3人、6年生が6人という児童数が18人だというふうにお聞きをしております。そしてまた、保育園でありますと、2歳児が3人、5歳児が2人ということで、これから将来的に見ても、子どもの数が増えるという状況にはないということであります。そのことは、間違いない事実であろうというふうに思いますが、これから就学するのに遠く離れているところから北広島に帰ってきて、川迫小学校に行くというふうな状況もあるのかもしれませんが、今のところ、私が知っている、今人数を言いましたところ以外で、動きがあるかどうかをお聞きしてみたいと思います。増える可能性の話でございます。いかがですか。
- ○議長(濱田芳晴) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 明らかに今後転入をなさるとか、そういった情報については持ち合わせておりません。
- ○議長(濱田芳晴) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 川迫小学校は、まだ30年近いかどうか、築年数のことを言うとるわけでありますが、非常に学校としてもメルヘン調でかわいい立派な校舎だなというふうに思うんで

すけども、そこで児童数が減るから致し方がないなという思いも、私も何ぼか持っていますけども、今度八重小学校に統合ということになって、スクールバスで通学するという状況になろうと思いますが、子どもたちの安全確保は、できるだけのことをするんだというふうなことは伝わってきていますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか。特に子どもたちの体育、体の成長に応じて運動もする、ある程度徒歩の距離もあるというふうなことも踏まえてのスクールバス利用になるのか、いや全く、家から学校まですべて乗り口から降り口まで送り届けるのよというふうになるのかというのが1点と、それからもう1つ、多分十分に地域の方と協議をされたりして物事が進められたろうというふうに思いますが、あの学校を地域の方たちも含めてどのように活用、利用しようかというのは、多分十分に考えられているんだろうと思いますが、そこら辺が私のほうには聞こえてこないので、今日この場で分かる範囲でお知らせいただければありがたいなというふうに思います。

○議長(濱田芳晴) 学校教育課長。

○学校教育課長(植田伸二) まず、1点目の通学方法でございます。通学方法につきましては、これまで統合準備委員会を設立させてもらいまして、その中で協議をさせてもらっております。まず、方法につきまして、路線バス方式かホープデマンド方式か、スクールバス方式かというところで提案をさせていただきまして、ホープデマンド方式でということで決定をさせてもらっております。そういう方式になりますと、ドアトゥードアと申しますか、かなり家の近いところまでのお迎えが可能になってくるかと思いまして、そういったところで、ある程度まとまったところで行かせていただくか、そういったところについては、今一度バス業者さんと10月に協議をしておりまして、地元の保護者様、児童様のご希望に沿う形で、そういった乗降場所を決めていこうとしております。11月に学校選択の手続もある中で、最終的にどなたが乗られるかというところがある程度見えてきている形ですので、乗降場所につきましても、希望に沿いながら決めていくということになっております。2点目の跡地利用、地域と十分にしているかということでございますけれども、これも統合準備委員会の中で、先般の10月の中で、どういったことにいたしましょうかというふうな提案もさせていただいております。地元の意向も踏まえながら決定をさせていただきたいということをお伝えしておりまして、町として、今これというふうな提案は、いたしていない状況でございます。以上です。

○議長(濱田芳晴) 梅尾議員。

○10番(梅尾泰文) 通学等についての方法は、割と具体的な動きがあるんだなというふうに思いますけども、学校の校舎の利用、あるいはグラウンドの利用ということについては、まだ提案も町のほうからもされていないし、地元の方からも、こういうふうな利用方法がどうでしょうかねというふうなこともないというような状況ですが、そういうふうな投げかけがされていたんですか、ないんですか。今の返答では、やっと10月にそのようなお話を出させていただいたというふうな状況しか聞こえてこないんですが、本来むしろ、そのことももっと早く同時進行ぐらいしてないと難しいのかなというふうな気がして、あと何年もあのままでおるんだ、過去に統廃合したところを含めても、何もされないまま子どもたちがいなくなった状況になってるところがあるわけですから、それらを見たときに、もっと迅速なと言いますか、慎重に、割としっかり考え方を持った中で取組しよらにゃ、いつの間にか廃墟になりつつあるよというふうなことになってはいけませんが、そこら辺を本当に、地域の方ともっと真剣に協議をして、さらに皆さんが納得されるような方向にいく必要があるんだろうと思いますが、いかがですか。

- ○議長(濱田芳晴) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) おっしゃるとおりでございまして、先ほど10月で提案をさせていただきましたというのは、会議の中で申したことを今発言したわけですけれども、ずっと1月から統合準備委員会をさせていただく中で、もちろん跡地利用についてのことも話には出ておりました。地元としましては、地元の方にされましても、体育館をしっかりまた今後も使いたいとか、そういったことは承っておりますので、地元の方のご希望になるべく沿えるような形で協議を重ねておるというところでございます。以上でございます。
- ○議長(濱田芳晴) ほかにありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手多数です。従って、議案第92号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第93号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

- ○議長(濱田芳晴) 日程第5、議案第93号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第93号、北広島町火災予防条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第6 議案第94号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県 市町総合事務組合規約の変更について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第6、議案第94号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第94号、広島県市町総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可 決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第7 議案第95号 邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第7、議案第95号、邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第95号、邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第8 議案第96号 邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第8、議案第96号、邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議 についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めま す。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論な しと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案につ いては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第96号、邑南町斎場に係る事務の委託の廃止 に関する協議については、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第9 議案第97号 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第6号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第9、議案第97号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第97号、令和2年度北広島町一般会計補正予 算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第10 議案第98号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第10、議案第98号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正 予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認め ます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論 なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案に ついては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第98号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第11 議案第99号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第11、議案第99号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第99号、令和2年度北広島町下水道事業特別 会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第100号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第12、議案第100号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第100号、令和2年度北広島町農業集落排水 事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第13 議案第101号 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(濱田芳晴) 日程第13、議案第101号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予 算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めま す。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論な しと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第101号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第14 議案第102号 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算(第2号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第14、議案第102号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算 第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第102号、令和2年度北広島町診療所特別会 計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第15 議案第103号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第3号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第15、議案第103号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会 計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部です。歳入の2ページ、使用料、これはインターネットの増による収入増とのことなんですが、最近テレワークとか、そういったGIGAスクールなりで、インターネットの利用が増えているということで、これは分かるんですが、この加入増というのは主にどういった、速度的にはどういった回線の速度が多いとか、そういった情報が分かるでしょうか。
- ○議長(濱田芳晴) 総務課長。
- 〇総務課長(畑田正法) インターネットの速度別の加入状況であります。数的には、行政報告で報告させていただきました 3085件を基本に説明をさせていただきます。一番多いのが 10 Mbpsであります。加入が約 1800件の約 6 割程度占めております。最近、高速化 30 Mbps 120 Mbps
- ○議長(濱田芳晴) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) ただ、値段よりも速度のほうに皆さん少しずつ移行されてて、きたひろの 増とともに、新しく入られる方というのは120Mbpsのほうが多いんでしょうか。
- ○議長(濱田芳晴) 総務課長。

- ○総務課長(畑田正法) 新規加入と、加入の中で、新たにインターネットを引かれる方おられますけども、先ほど申し上げましたように、増加率でいえば、30と120Mbpsが2割増加している状況でありますので、加入については、ほぼほぼそうなんだろうと思ってます。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第103号、令和2年度北広島町情報基盤整備 事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第16 議案第104号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第16、議案第104号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第104号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第17 議案第105号 令和2年度北広島町水道事業会計補正予算(第1号)

- ○議長(濱田芳晴) 日程第17、議案第105号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第 1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、議案第105号、令和2年度北広島町水道事業会計 補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第18 議案第106号 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第7号)

○議長(濱田芳晴) 日程第18、議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号 を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃です。対象者の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっているひとり親 世帯の方は、申請が必要であるとのことです。しかし自分が該当するかどうか分からない方も あると聞きます。どのように周知されるのか伺います。
- ○議長(濱田芳晴) 福祉課長。
- ○福祉課長(芥川智成) 児童扶養手当の該当になるかならないかのご質問ですけども、まず、町のホームページに申請書類等の様式を貼りつけております。その様式の中にそれぞれ扶養の数等の基準額表が記載されておりますので、そちらをご覧いただきますか、または福祉課の子育て支援係に個別にご相談していただくこと。あと併せまして、厚生労働省のコールセンターも設置をされておりますので、そちらでお問合せをしていただければと思います。
- ○議長(濱田芳晴) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) そうすると、ホームページを見たり、厚労省のホームページ等を見ない限りは分からないということで、ちょっと心配なんですけども、もっと届くように、数は多くなくとも、一人も残さないという立場からすれば、考える必要があると思うんですが、例えば、ひとり親世帯で、コロナの影響で収入が減った方で、児童扶養手当や基本給付を一度も受けていない方はぜひ問い合わせてくださいというふうにするとか、こういうふうに周知してはどうかと。あと学校等の協力も得てはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(濱田芳晴) 福祉課長。
- ○福祉課長(芥川智成) 児童扶養手当を受給されている方、併せて児童扶養手当を申請をされて も所得制限等によって停止を受けておられる方については、すべて個人に対して通知を行って おりますので、100%通知をしておるところでございます。
- ○議長(濱田芳晴) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) これまで申請をしたり、受給している方は分かります。しかし、このコロナ の影響で収入が減ったということで、初めてそこに該当する方もあるかもしれない。所得につ いても非常に細かく、一人の場合や二人の場合や三人の場合とあるわけですね。ですから、分 かりやすく、先ほど提案したようなことは全く考えていないでしょうか、伺います。
- ○議長(濱田芳晴) 福祉課長。
- ○福祉課長(芥川智成) 児童扶養手当等を申請されていない方につきましては、これまで9月、 12月、今後2月の広報等によってお知らせをしていきたいと思っております。また、ホーム ページ等も掲載しておりますので、そちらをご覧いただければと思います。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手多数です。従って、議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正 予算第7号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をします。15分から再開させていた だきます。



午前 11時 04分 休 憩

午前 11時 15分 再 開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(濱田芳晴) 再開します。

~~~~~~

日程第19 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- ○議長(濱田芳晴) 日程第19、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。 文教厚生常任委員会、山形委員長。
- ○文教厚生常任委員長(山形しのぶ) 令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。文 教厚生常任委員会委員長山形しのぶ。委員会審査報告をいたします。令和2年12月3日、本 会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したの で、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第20号。件名、地域医療 構想の実施にあたって、住民の声を反映させることに関する陳情書。こちらは、令和元年12 月定例会閉会中の継続審査分です。審査の結果は、不採択といたします。理由といたしまして、 地域医療を守るために適した地域医療構想と考えられるためです。続いて、陳情第9号、公 立・公的医療機関等の再検証の要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する陳情書 です。こちらは、令和2年9月定例会閉会中の継続審査分です。審査の結果は、不採択です。 こちらは、地域医療を守るために適した地域医療構想と考えられるため、以上の審査となりま した。続いて、陳情第11号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求め る陳情書です。こちらは、審査の結果は、採択といたします。理由といたしまして、一人ひと りに行き届いた教育を保障するために、国が責任をもって少人数学級の前進と、そのための教 職員定数改善が求められているため、採択といたしました。こちらは意見書を提出いたします。 続いて、事件の番号、陳情第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書です。こ ちら、審査の結果は採択です。理由といたしまして、北広島町では既に実施されていますが、 県レベルでの取組が必要であるため、採択といたしました。こちらについても意見書を提出い たします。以上、委員会の審査報告といたします。
- ○議長(濱田芳晴) 続いて、産業建設常任委員会、伊藤委員長。
- ○産業建設常任委員長(伊藤淳) 令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。産業建設常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和2年12月3日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、陳情第18号。件名、令和3年度経営改善普及事業費補助金交付要望書。審査の結果、採択です。理由としましては、北広島町商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため、採択とします。

○議長(濱田芳晴) 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第20 陳情審査

- ○議長(濱田芳晴) 日程第20、陳情審査を行います。陳情第20号、地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映させることに関する陳情を議題とします。これより質疑を行います。 文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。陳情第20号、地域医療構想の実施にあたって、住民 の声を反映させることに関する陳情書は、令和元年12月議会に提出され、文教厚生常任委員 会で審議してきましたが、この12月議会において不採択としたものです。私は、この不採択 に反対し、討論を行うものです。この陳情趣旨は、1つは、2025年までに入院ベッド数を 全国で削減する厚生労働省の地域医療構想は、医療費の抑制を目的としており、機械的に病床 が削減されれば、地域医療の崩壊を招くおそれがあると憂慮されること。2つ目に、さらに厚 生労働省が令和元年度9月に公表した再編・統合が必要な全国424の公立・公的病院名の中 には、広島県の13の病院が対象となっているが、多くが地域に密着し、地域医療を担う中小 病院であること。特に、慢性期医療や在宅医療は専ら中小病院や開業医に押しつけられ、病院 削減の過程で小規模病院が切り捨てられる危険性があると指摘し、機械的な病床削減は行わず、 地域の実情に十分耳を傾けるよう、国に意見書の提出を求めています。このことに対して、県 も同様の見解であることが明らかとなりました。先月11月12日、公立・公的病院の統廃合 方針の撤回を求める広島県内の共産党地方議員団に対する広島県健康福祉局医療介護計画課の 見解です。それは、地域によって公立・公的医療機関の果たす役割は異なっており、こうした 地域の個別事情を踏まえ、全国一律の基準で評価し、再編・統合を推進することは適切ではな い。今回の分析だけでは判断し得ない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、民間 の医療機関も含め、各病院が果たすべき役割等を踏まえた医療機能の分化連携について、地域 医療構想調整会議での議論を加速していきたいとのことです。これは、この陳情項目である、 国は地域医療を守るため、機械的な病床削減は行わず、地域の実情に十分耳を傾けることと一 致しています。さらには、機械的に病床を削減することが、住民の命と健康を脅かすことが今、 日々明らかとなっています。12月12日現在、急激なコロナ感染症拡大により、全国で病床 逼迫の事態となっています。感染が最も深刻で、医療供給体制が機能不全に陥るおそれがある ステージ4の指標である病床使用50%以上が5都道府県、病床使用率が医療提供体制に大き な支障が出るおそれがあるステージ3の指標の20%を超えたのは、広島県を含む19県とな り、医療崩壊の危機が現実のものとなっているのです。このようなときに病床を削減すること は、コロナ禍で心配している町民を一層不安にさせるだけでなく、命と健康を守ることはでき ません。私たちに今求められているのは、この陳情を採択して、機械的に病床や病院を削減す るなと、国に意見書を提出することではないでしょうか。よって、この陳情を不採択にした文 教厚生常任委員会の結論に反対します。また、今年の9月議会に提出された、ほぼ同趣旨の陳 情第9号、公立・公的医療機関等の再検証要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関

する陳情書に対しても、文教厚生常任委員会は不採択としましたが、これに対しても、以上述 べた理由で反対することを述べておきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- ○議長(濱田芳晴) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会の委員長の報告は不採択です。採決については、北広島町議会会議規則第81条の規定により、議題について賛成する者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっています。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について、採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。(起立少数)
- ○議長(濱田芳晴) 起立少数です。従って、陳情第20号、地域医療構想の実施にあたって、住 民の声を反映することに関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しま した。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第21 陳情審査

- ○議長(濱田芳晴) 日程第21、陳情審査を行います。陳情第9号、公立・公的医療機関等の再検証要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は不採択です。採決については、北広島町会議規則第81条の規定により、議題について賛成する者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっています。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について、採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。(起立少数)
- ○議長(濱田芳晴) 起立少数です。従って、陳情第9号、公立・公的医療機関等の再検証要請の 白紙撤回、および地域医療の見直しに関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とするこ とに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第22 陳情審査

○議長(濱田芳晴) 日程第22、陳情審査を行います。陳情第11号、国の責任による20人学 級を展望した少人数学級の前進を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文 教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の

方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、陳情第11号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第23 陳情審査

- ○議長(濱田芳晴) 日程第23、陳情審査を行います。陳情第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、陳情第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第24 陳情審査

- ○議長(濱田芳晴) 日程第24、陳情審査を行います。陳情第18号、令和3年度経営改善普及事業費補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)
- ○議長(濱田芳晴) 挙手全員です。従って、陳情第18号、令和3年度経営改善普及事業費補助 金交付の要望書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第25 発議第13号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

- ○議長(濱田芳晴) 日程第25、発議第13号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。
- ○9番(亀岡純一) 発議第13号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出 者、北広島町議会議員亀岡純一。 賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同山形しのぶ、同伊藤

淳。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第 1 1 2条及び北広島町議会会議規則第 1 4条第 2 項の規定により提出します。趣旨を説明します。議員定数の改正に伴い、常任委員会の構成、名称、委員定数等を次のとおり改正することを提案します。総務常任委員会と文教厚生常任委員会を統合し、総務常任委員会とし、委員定数は 6 人とします。また、総務常任委員会の所管であるまちづくり推進課、消防本部を産業建設常任委員会の所管とします。議会広報特別委員会を議会広報常任委員会とし、委員定数は 6 人とします。また、議会運営委員会の定数は 5 人とします。以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

- ○議長(濱田芳晴) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立全員)
- ○議長(濱田芳晴) 起立全員です。従って、発議第13号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第26 発議第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める 意見書の提出について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第26、発議第14号、国の責任による20人学級を展望した少人数学 級の前進を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○事務局長(坂本伸次) 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書 案。新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で、3密を避ける ために、クラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程 度で授業を受けた子どもたちからは、いつもより勉強がよく分かった、手を挙げやすかったな どの声が聞こえ、教職員から、ゆとりを持って子どもたち一人ひとりと丁寧に関わることがで きた、保護者から、感染から子どもを守るには20人ぐらいがいいなどの肯定的な声が上がり ました。20人で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを 実現することにつながることが実感されました。学校を再開するにあたり、感染拡大防止対策 として、教室の密を避けるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要です。そのた めには、教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では、子どもたちの命と健康を 守ることができません。教室に社会的距離を確保するには、20人程度で授業できるようにす ることが必要です。今、20人学級を展望した少人数学級の前進が求められています。さらに 教職員も40人学級で感染防止対策をしながら授業時間の確保に追われている学校現場の状況 があります。子どもも教職員もくたくたになっている。消毒作業など過重な労働、感染拡大を 招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上がっています。様々課題を抱えた子 どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独

自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は小2で止まったまま8年連続で見送られています。コロナ禍の中で20人学級を展望した少人数学級の前進は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応えて自治体独自の少人数学級は、今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。よって、北広島町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。記。1、子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に30人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。2、20人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上でございます。

- ○議長(濱田芳晴) これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。 8番、山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 発議第14号、令和2年12月14日。北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ。 賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同大林正行。国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。趣旨でございます。一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、多くの自治体が独自で少人数学級を実施しているが、国が責任を持って20人学級を展望した少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことを要請するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- ○議長(濱田芳晴) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立全員)
- ○議長(濱田芳晴) 起立全員です。従って、発議第14号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第27 発議第15号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第27、発議第15号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○事務局長(坂本伸次) 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書案。全国の自治体で子どもの医療費助成制度の拡充が進み、厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで実施している自治体は、入院・通院とも全体の3割を超えている。また、中学校卒業まで実施を合わせ

ると、入院・通院とも約9割の自治体に上っている。これは、子どもの医療費助成制度を求める住民の要求が高いことを表している。広島県のように、入院・通院ともに就学前にとどまっている都道府県は、全国でも半数以下となっている。広島県は、国がやることとの理由で、国へは要請をしているものの、県としては16年間、制度拡充を行っていない。広島県内の市町においては、自治体の努力により拡充が進んでおり、県内23市町のすべてが県の制度を上回っている。一方、自治体間の格差が広がっているのが現状である。広島県は、県民の要求や県内自治体の状況に向き合い、子どもの医療費助成制度の拡充に向けて取り組むときに来ていると考える。よって、県においては、子どもの医療費助成制度において、次の措置を講ずるよう強く要望する。記。1、県は県独自の助成制度の拡充を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、広島県知事。以上でございます。

- ○議長(濱田芳晴) これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。 15番、大林議員。
- ○15番(大林正行) 発議第15号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員大林正行。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同山形しのぶ。子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。発議の趣旨でございますが、子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で拡充が進み、広島県内の市町各自治体においても拡充の努力がなされている。しかし、広島県においては、未だに子どもの医療費助成は入院・通院とも就学前にとどまっている。住民の要望や県内各自治体の状況に向き合い、県として子ども医療費助成制度拡充に取り組むよう要請するものでございます。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- ○議長(濱田芳晴) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立全員)
- ○議長(濱田芳晴) 起立全員です。従って、発議第15号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第28 発議第16号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第28、発議第16号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的 役割を果たすことを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読 を行います。事務局。
- ○事務局長(坂本伸次) 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案。2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国が、今年11月50

か国に達し、来年1月22日に条約が発効する見込みとなりました。このことは、こんな思い をほかの誰にもさせてはならないという被爆者の思いが、国際社会を大きく動かしたものであ り、広島県民、さらには人類の悲願である核兵器の禁止・廃絶を具体化する大いなる一歩とな るものであります。一方、核兵器を保有する国や核の傘の下にある国々は核兵器禁止条約に反 対している状況にあり、今後、核兵器禁止条約を包括的で実効性の高いものにしていくことが 大きな課題となっております。被爆地である広島市が会長都市となって、国内の1733都市 を含む世界164か国・地域の7900を超える都市で構成する平和首長会議は、核兵器禁止 条約の発効が確実となったことを受け、条約の効果的な運用と発展に向けた議論への参画及び 締約国会合への参加を要請する書簡を、核保有国及びその同盟国などに送っておられます。唯 一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け、特別の役割と責任を負っています。よ って、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約が発効することを見込んで、下記の事項を 行動に移すことにより、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器禁止 条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。記。1、核兵器禁 止条約を早期に署名・批准すること。それまではオブザーバーとして締約国会合及び検討会議 に参加すること。 2、締約国会合の開催に当たっては、迎える平和の取組を推進する被爆地広 島で開催するよう国連に対して働きかけること。以上、地方自治法第99条の規定により意見 書を提出します。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院 議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

- ○議長(濱田芳晴) これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 発議第16号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文。 賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同真倉和之、同森脇誠悟、同山形しのぶ、同服部泰征、同中田節雄。核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、核兵器のない、誰もが望む安心・安全な地球環境を築くために、今こそ日本政府として英断をされるよう強く要請するために意見書を提出するものであります。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。
- ○議長(濱田芳晴) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立多数)
- ○議長(濱田芳晴) 起立多数です。従って、発議第16号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第29 発議第17号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書提出 について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第29、発議第17号、尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾 等に関する意見書提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務 局。
- ○事務局長(坂本伸次) 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書案。外 務省によると、2015年12月22日には、外観上明らかに機関砲を搭載した中国公船によ る接続水域への入域が初めて確認され、同月26日以降は当該船舶による領海侵入も発生して いる。2018年7月1日には、中国海警局が人民武装警察部隊に編入されている。コロナ禍 の渦中にあった今年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2 隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12kmの海上で、操業中の沖縄漁船に接近し追尾し、海上 保安庁の船が間に入って事なきを得るという事態が発生した。その後も中国公船は領海内への 侵入や漁船への接近等を繰り返し、10月には日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長 となる57時間以上にわたり日本の領海内にとどまるなど活動を強めている。また、今年に入 り、11月12日までに尖閣諸島周辺における中国公船が293日確認され、領海への侵入は 21日に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う沖縄県漁業者に対し、これまで にない大きな脅威と不安を与えている。尖閣諸島は、1895年(明治28年)1月に日本政 府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土である ことは紛れもない事実であるにもかかわらず、同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対す る威嚇行為は、今後さらなる不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならない。よっ て、本町議会は、世界平和実現に向かって不断の努力を続ける決意を持って取り組む立場から、 政府に対し、尖閣諸島周辺海域における中国公船による沖縄県漁船への追尾・威嚇行為などを 行わないよう中国政府に働きかけるとともに、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避 けるため、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で、 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講ずるよう強 く要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年12月14 日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄 及び北方対策担当大臣。以上でございます。
- ○議長(濱田芳晴) これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。 9番、亀岡議員。
- ○9番(亀岡純一) 発議第17号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。 賛成者、北広島町議会議員湊俊文、同美濃孝二、同真倉和之、同山形しのぶ、同服部泰征、同中田節雄。尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨を説明します。日本の領海内に侵入した中国海警局の公船が、尖閣諸島・魚釣島の近海で操業中の沖縄漁船に接近し、追尾する事態が発生しました。その後も同国公船は、領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、活動を強めています。我が国固有の領土である同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対する威嚇行為は、断じてあってはなりません。日本政府は、尖閣諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講ずるよう強く要請するものであります。以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(濱田芳晴) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立多数)
- ○議長(濱田芳晴) 起立多数です。従って、発議第17号、尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第30 発議第18号 「黒い雨」判決の控訴取り下げについての意見書の提出について

- ○議長(濱田芳晴) 日程第30、発議第18号、黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書の 提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○事務局長(坂本伸次) 黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書案。7月29日に広島地裁 で出された黒い雨訴訟の判決は、原告全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳の交付を命じた。 しかし8月12日、国は広島市と広島県が控訴断念を求めたにもかかわらず控訴した。これは、 半世紀近くにわたり、黒い雨地域の拡大を求め続けてきた原告や家族、支援者の願いを踏みに じるものであり、極めて遺憾である。原告はいずれも高齢となり、4年を超える裁判の中で十 数名が既に亡くなっている。これ以上時間をかけることはできない。北広島町においても、今 の豊平地域で黒い雨を浴び原告団の一人になっている方や、降雨地域を拡大し、補償してほし いと訴える住民もおられ、既に亡くなった方も少なくない。そのため北広島町は平成22年7 月、国に対し、広島県と広島市など新降雨地域に含まれる市町と連名で、指定地域の拡大の要 望書を提出、さらに北広島町議会は、平成22年9月、平成24年6月の2回にわたって、原 爆黒い雨指定地域の拡大を求める意見書を国に提出してきた。そして、この度やっと、広島地 裁が、黒い雨に浴びた被告全員を被爆者として認定し、被爆者健康手帳の交付を命じたのであ る。しかし、国は控訴した。よって、北広島町議会は、国に対し、次の事項を実現するよう強 く要請する。記。1. 広島地裁の判決を受け入れ、直ちに控訴を取り下げること。2. 原告8 4人全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳を交付すること。3. 宇田・増田・大滝降雨図の 3 降雨域のすべてを健康診断受診者証・被爆者健康手帳の交付地域に指定すること。以上、地 方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年12月14日、広島県北広島町 議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。
- ○議長(濱田芳晴) これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。 2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。発議第18号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員中田節雄。 黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。広島地裁は、黒い雨訴訟判決で、原告全員を被爆者として認定し、被爆者健康手帳の交付を命じた。これは、長年健康を害し、苦しんできた人たちを励ます成果となった。しかし国が

控訴したため、控訴を取り下げ、判決どおり被爆者健康手帳等の交付を求めるものであります。 議員皆さんのご賛同お願いします。

- ○議長(濱田芳晴) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部です。趣旨は大変理解できて、一刻も早く救われるべきと思うんですが、これは、また国の控訴の理由もやはりもう一度検査して、AI等用いて検査して、確定できるために控訴をしたというふうにも伺っています。やはりこの時期にしなければいけないのでしょうか。
- ○議長(濱田芳晴) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃です。この時期にということですが、意見書の中にもありますように、黒い雨を浴びて戦後75年苦しんできた方々の思いを受け止めるなら、初めてはっきりとした判決が出された以上、一刻も早く被爆者と認定して、手帳交付を求めることが必要ではないか。裁判中も次々と亡くなっています。控訴していろいろ調べると言いますが、いつ調査が終わるかもはっきりしていません。原告の皆さんの話だと、もう今回が最後というふうに言っています。国の控訴について検証するということであるならば、まず地裁の判決を受け入れて、84人全員に手帳を交付して、その後調査をして拡大をすればいいのではないかというふうに考えます。
- ○議長(濱田芳晴) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) その点は理解できたんですが、私自身、まだ控訴の詳しい内容、また、これを取り下げた場合、また控訴を続けた場合、今後どういった流れになるのか、詳しい説明を受けてないんです。だから、一旦詳しい説明を専門家から受けて、それからの判断でもいいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(濱田芳晴) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) すべて調べてからというお気持ちも分かりますが、そういう時間的なこともなかったので、それについては、誠に申し訳ないという気持ちはありますが、しかし、この時期にぜひ意見書を上げていかせてはどうかと、安芸太田町も既に意見書を国に提出しています。今、まさに北広島町内で、この判決に励まされた人たちがおられると思います。その控訴の内容等も含めて、ぜひ今後検討していただくことはやぶさかではありませんが、今の時期に、ぜひこの意見書を国に提出させていただけるよう、賛同をお願いしたいというふうにお願いをいたします。よろしくお願いします。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。
- ○13番(伊藤淳) 13番、伊藤淳です。要請する項目のうち、3番目、宇田・増田・大滝降雨図の3降雨域のすべてを健康診断受診者証、被爆者健康手帳の降雨地域に指定することとあります。こちらのほう、当時住んでいた方等が対象になると思うんですが、現在ご存命の方や当時住んでいた方、こういったのがおよそどれぐらいかというデータがあるのであれば、お願いいたします。
- ○議長(濱田芳晴) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 正確な数は掌握しておりませんが、関係者の話を先日伺いましたら、万の単位の人たちがいるだろうというふうに聞かせていただきました。
- ○議長(濱田芳晴) そのほか質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わ

ります。これより討論を行います。討論はありませんか。伊藤議員。

- ○13番(伊藤淳) 13番、伊藤淳です。黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書、こちらについて、反対の立場で討論いたします。私の祖父も被爆しておりますので心情は理解できます。しかし、元々の陳情になかった3の項目です。宇田・増田・大滝降雨図の3降雨域のすべてを健康診断受診者証・被爆者健康手帳の交付地域に指定すること。こちらのほうありませんでした。こちらのほう、対象人数、先ほどおおよその数はお聞きしたんですが、まだまだ不明確なところもあるかなと思います。よって、意見書として、この点出す段階にはまだないと私は考え、反対の立場で討論いたします。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに討論ありますか。中田議員。
- ○14番(中田節雄) 14番、中田です。私は、この意見書に賛成の立場から討論いたします。 我が国は、世界で初めての被爆国であります。長崎と広島、多くの犠牲者を出しました。全く 惨たんたる状況の中で、よくぞここまで復興したものだと思うわけであります。今ここに、黒 い雨の判決、広島地裁から受けて、原告団に被爆者健康手帳を交付するようにということにな ったわけでありますけども、まだまだ多くの方々がこの訴訟に参加してしかるべきだと思うわ けであります。しかしながら、何らかの事情で県外へ移住された方もおられる。原爆の後遺症 に苦しみながらも耐えておられる。広島県、長崎、この両県で原爆被爆者を語ることと、他県 に行ってそのことを語ること、多少温度差があります。多少と言いますか、大きく温度差があ ります。その中で、黒い雨を浴びておっても、私は被爆者だということが言えない実態もある。 ですから、この原告、この原告団に加わりたくても加われなかった方もおられるのではなかろ うか。もう既にこの方々は非常に高齢であります。調査を待って、待つ間に亡くなられる。こ うした状況が生じておるわけであります。よく考えてください。私たちは、原水禁の禁止、こ のことについても、この議会として核兵器禁止、このことについていろいろ検討し、意見書も 送ってまいりました。だけど、この被爆に対してもうちょっと調査をしろという時間的余裕は この原告団の中には残されていないんであります。原告団の中の一人が自分のおじいちゃん、 おばあちゃんであったときに、この問題をどう捉えるだろうか。皆さんの賢明なる判断をお願 いします。
- ○議長(濱田芳晴) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立をお願いします。 (起立少数)
- ○議長(濱田芳晴) 起立少数です。従って、発議第18号、黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書の提出については、否決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第31 閉会中の継続審査の申し出

○議長(濱田芳晴) 日程第31、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に 配付したとおり、文教厚生常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長により、それぞ れ閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとお り、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

- ○議長(濱田芳晴) ご異議なしと認めます。従って、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続 審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了しました。会議を閉じます。 ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。
- ○町長(箕野博司) 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。 12月3日の開会から本日までの12日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、 ご議論、ご審議の下、提案いたしました議案につきまして、議員報酬の議案以外はご承認をい ただきました。ありがとうございました。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協 力を賜りますようお願い申し上げます。現在、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。 これからも町民の皆様の生命と健康を守ることを第一に、感染拡大防止に全力で取り組んでま いります。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上 げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(濱田芳晴) 閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、12月3日から本日まで12日間の会期でありました。提出議案や陳情案件などを慎重審議され、全ての議案を議了しました。行政におかれましては、本定例会における質疑や意見などを今後の予算編成及び予算執行に反映されるよう要望しておきます。今年もあとわずかとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急激に広まっており、医療機関等に働いておられる医療従事者の皆さんに対しまして、北広島町議会からも心から感謝を申し上げます。なお、議員各位の申し合せにより、特に、年末年始における地域行事への参加や出席などはできる限り控えていただくようお願いいたします。また、今年一年、皆様方の協力、ご支援に感謝しますとともに、議員各位にはくれぐれもご自愛の上、新年を迎えられ、来年は健康で幸多き年となることを祈念を申し上げます。以上で、令和2年第4回北広島町議会定例会を閉会します。皆様、大変ご苦労さんでございました。

~~~~~~

午後 0時 24分 閉 会

~~~~~~ () ~~~~~~~